

株価指数証拠金取引における付合せの方式等について(案)

平成 22 年 5 月 24 日
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
1. 付合せ方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数証拠金取引における付合せ方式は、マーケットメイク方式とする。 ・ マーケットメイク方式とは、次に掲げる呼び値の組合せにおけるそれぞれの呼び値について、価格優先・時間優先方式により順位づけた、最も優先する1つの売呼び値と最も優先する1つの買呼び値とで付合せを行う方式をいう。 <ul style="list-style-type: none"> (1)マーケットメイク売呼び値及び非マーケットメイク買呼び値 (2)マーケットメイク買呼び値及び非マーケットメイク売呼び値 ・ マーケットメイク売呼び値とは、マーケットメイカーがその義務に基づいて恒常的に行う売呼び値をいい、マーケットメイク買呼び値とは、マーケットメイカーがその義務に基づいて恒常的に行う買呼び値をいう。 ・ 非マーケットメイク売呼び値とは、マーケットメイク売呼び値でない売呼び値をいい、非マーケットメイク買呼び値とは、マーケットメイク買呼び値でない買呼び値をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーとは、恒常的に呼び値を行う義務を負う取引参加者をいい、株価指数証拠金取引の種類ごとに定める。 ・ マーケットメイク売呼び値及びマーケットメイク買呼び値の総称を、マーケットメイク呼び値という。 ・ 非マーケットメイク売呼び値及び非マーケットメイク買呼び値の総称を、非マーケットメイク呼び値という。
2. 呼び値の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数証拠金取引において、注文として行う呼び値の種類は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1)指値呼び値 (2)IC 成行呼び値 (3)トリガー指値呼び値 (4)トリガー成行呼び値 (5)ロスカット呼び値 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指値呼び値及びトリガー成行呼び値には、その効力に影響を与える条件を付加することができる（条件の種類等については、6. (1)及び(2)を参照。）。 ・ 取引参加者が提供する、いわゆる IfDone 注文等の注文手法は、本取引所が定めた注文の種類ではない。 ・ マーケットメイカーは、指値呼び値以外の呼び値をマーケットメイク呼び値とすることができない。

項 目	内 容	備 考
(1) 指値呼び値	<ul style="list-style-type: none"> 指値呼び値とは、価格の限度を指定して、指定した価格又はそれより有利な価格で取引を成立させる呼び値をいう。 指値呼び値は、注文と同時に効力が生じる。 条件が付加されていない指値呼び値は、注文時に取引が成立しなかった場合は、呼び値の効力が継続する。 指値呼び値は、有効期限を明らかにして行わなければならない。この場合における、取引所システムが受け付ける有効期限は、注文時から最初に到来する金曜日（金曜日が休業日のときは、その直前の取引日）の取引時間終了時までの間のいずれかの日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引が成立する場合における価格の決定ルールについては、4.を参照。 呼び値に条件を付加することにより、取引が成立しなかった指値呼び値の効力を失わせることができる。 取引参加者は、注文の有効期限について、注文を取り消すまで無期限に有効とするサービスを提供することができる。本取引所は、このような注文を、注文時から最初に到来する金曜日（金曜日が休業日のときは、その直前の取引日）の取引時間終了時を有効期限とする注文として受け付ける。
(2) IC 成行呼び値	<ul style="list-style-type: none"> IC 成行呼び値とは、価格の限度を指定せず、対する指値呼び値と取引が成立し、取引が成立しない場合は直ちに効力が失われる呼び値をいう。 IC 成行呼び値は、注文と同時に効力を生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引が成立する場合における価格の決定ルールについては、4.を参照。
(3) トリガー指値呼び値	<ul style="list-style-type: none"> トリガー指値呼び値とは、呼び値の効力が生じる条件を付加し、価格の限度を指定して、対する最も優先する注文と取引が成立し、取引が成立しない場合は効力が継続する呼び値をいう。 トリガー指値呼び値は、あらかじめ付加された条件を満たしたときに効力を生じる。 トリガー指値呼び値は、マーケットメイクでない自己取引を行う取引参加者又は顧客がトリガー条件を付加して行う場合に、注文を行うことができる。 一旦効力を有したトリガー指値呼び値は、取引がすべて成立するか、その呼び値を取り消すまで効力が継続し続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> トリガー指値呼び値は呼び値の効力が生じると、通常の指値呼び値と同じ効力を有する。 トリガー指値呼び値が効力を生じる場合については、6.(2)を参照。 トリガー条件については、6.(2)を参照。 条件を付加して、トリガー指値呼び値の効力に期限を設けることができる。

項 目	内 容	備 考
(4) トリガー成行呼び値	<ul style="list-style-type: none"> ・トリガー成行呼び値とは、呼び値の効力が生じる条件を付加し、価格の限度を指定せず、対する最も優先する注文と取引が成立し、取引が成立しない場合は効力が継続する呼び値をいう。 ・トリガー成行呼び値は、あらかじめ付加された条件を満たしたときに効力を生じる。 ・トリガー成行呼び値は、マーケットメイクでない自己取引を行う取引参加者又は顧客がトリガー条件を付加して行う場合に、注文を行うことができる。 ・一旦効力を有したトリガー成行呼び値は、取引がすべて成立するか、その呼び値を取り消すまで効力が継続し続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トリガー成行呼び値は呼び値の効力が生じると、ロスカット呼び値と同じ効力を有する。 ・トリガー成行呼び値が効力を生じる場合については、6. (2)を参照。 ・トリガー条件については、6. (2)を参照。 ・条件を付加する等により、トリガー成行呼び値の効力に期限を設けることはできない。
(5) ロスカット呼び値	<ul style="list-style-type: none"> ・ロスカット呼び値とは、価格の限度を指定せず、対する最も優先する注文と取引が成立し、取引が成立しない場合は効力が継続する呼び値をいう。 ・ロスカット呼び値は、取引参加者が顧客の建玉についてロスカットを行う場合に、注文を行うことができる。 ・一旦効力を有したロスカット呼び値は、取引がすべて成立するか、その呼び値を取り消すまで効力が継続し続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロスカット呼び値は呼び値の効力が生じると、効力を有したトリガー成行呼び値と同じ効力を有する。 ・ロスカットについては、6. (3)を参照。 ・条件を付加する等により、ロスカット呼び値の効力に期限を設けることはできない。
3. 呼び値の優劣	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメイク方式における呼び値の優劣は、次に掲げる呼び値の種類ごとに、価格優先・時間優先方式により決定する。 <ul style="list-style-type: none"> (1)マーケットメイク売呼び値 (2)マーケットメイク買呼び値 (3)非マーケットメイク売呼び値 (4)非マーケットメイク買呼び値 ・価格優先・時間優先方式とは、次に掲げる価格優先方式と時間優先方式を組み合わせた方式をいう。 ・価格優先方式とは、次に掲げる方式をいう。 	

項 目	内 容	備 考
<p>4. 取引成立ルール</p>	<p>(1) 売呼び値については、ある価格の指値呼び値及びトリガー指値呼び値はそれより高い価格の指値呼び値及びトリガー指値呼び値に優先し、IC 成行呼び値、トリガー成行呼び値及びロスカット呼び値は指値呼び値及びトリガー指値呼び値に優先する方式をいう。</p> <p>(2) 買呼び値については、ある価格の指値呼び値及びトリガー指値呼び値はそれより低い価格の指値呼び値及びトリガー指値呼び値に優先し、IC 成行呼び値、トリガー成行呼び値及びロスカット呼び値は指値呼び値及びトリガー指値呼び値に優先する方式をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間優先方式とは、同一価格の指値呼び値及びトリガー指値呼び値又はトリガー成行呼び値及びロスカット呼び値について、先に効力が生じた呼び値が優先する方式をいう。 ・ 株価指数証拠金取引における取引成立の条件については、マーケットメイク方式により、次に掲げるところとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 価格優先・時間優先方式により、最も優先する売呼び値と買呼び値の価格が合致する場合に、取引が成立する。この場合において、最も優先する売呼び値又は買呼び値の一方が IC 成行呼び値、トリガー成行呼び値又はロスカット呼び値のときは、常に価格が合致するものとする。 (2) 取引が成立する場合の約定価格は、次に掲げるところによる。 <ul style="list-style-type: none"> ① マーケットメイク売呼び値と非マーケットメイク買呼び値とで取引が成立するときは、マーケットメイク売呼び値の価格を約定価格とする。 ② マーケットメイク買呼び値と非マーケットメイク売呼び値とで取引が成立するときは、マーケットメイク買呼び値の価格を約定価格とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IC 成行呼び値については、注文と同時に取引が成立しない場合は直ちに効力が失われるため、他の呼び値との時間的な優劣は観念できない。 ・ 「価格が合致する」とは、1. に掲げる呼び値の組み合わせにおいて、 $(\text{売呼び値の価格}) \leq n \leq (\text{買呼び値の価格})$ を満たす価格 n が存在する状態をいう。

項 目	内 容	備 考
<p>5. 取引の制限</p> <p>(1) 注文入力可能値幅 (ダイナミック・プライス・リミット、DPL)</p> <p>(2) 注文の数量制限</p> <p>(3) MM プライスリミット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、次に掲げる方法により、株価指数証拠金取引における注文及び取引の成立を制限する。 (1) 注文入力可能値幅 (ダイナミック・プライス・リミット、DPL) (2) 注文の数量制限 (3) MM プライスリミット (4) MM 注文乖離チェック (5) 制限値幅 <p>(1) 注文入力可能値幅 (ダイナミック・プライス・リミット、DPL)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格の誤発注防止の観点から、非マーケットメイク呼び値について、その時点における最も優先するマーケット売呼び値及びマーケット買呼び値の平均値から一定以上価格が乖離する注文を拒絶する。 ・ 非マーケットメイク呼び値である指値呼び値による、DPL の上限を超える高い価格の買い注文及び下限を超える安い価格の売り注文を行うことはできない。 ・ DPL の限度については、上限・下限とも、直近の約定価格からの乖離を 1,000 ポイントとする。 <p>(2) 注文の数量制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格の誤発注防止の観点から、非マーケットメイク呼び値について、一度の注文に係る数量を一定の数量以下に制限する。 ・ 非マーケットメイク呼び値については、あらかじめ定められた制限を越えた数量による注文を行うことができない。 <p>(3) MM プライスリミット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引価格の急変を防止する観点から、直近の基準価格から一定以上価格が乖離するマーケットメイク呼び値を受け付けられないとする、MM プライスリミット制度を導入する。 ・ マーケットメイカーが直近の基準価格から一定以上価格が乖離するマーケットメイク呼び値を行った場合は、そのマーケットメイカーによるマーケットメイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイク呼び値については、DPL による注文の制限は受けないが、別の制度による制限を受ける (3) 及び(4)を参照)。 ・ DPL の上限を超える高い価格の売り注文及び下限を超える安い価格の買い注文は制限されない。 <p>(2) 注文の数量制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一度の注文に係る数量の限度は、本取引所が別に定める。 <p>(3) MM プライスリミット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価格は、最も優先するマーケットメイク売呼び値及びマーケットメイク買呼び値の平均値とする。 ・ DPL と異なり、基準価格から乖離するマーケットメイク呼び値は、高い価格の売呼び値及び低い価格の買呼び値も受け付けられない。

項 目	内 容	備 考																						
(4) MM 注文乖離チェック	<p>ク呼び値はすべて受け付けない。</p> <ul style="list-style-type: none"> MM プライスリミットとなる乖離幅は、本取引所が別に定める。 マーケットメイカーは、マーケットメイクに際し、直前に行った注文の価格から著しく価格が乖離した注文を行わないよう、体制を整備しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイカーは、注文を行わないとする乖離の程度等について、本取引所が定める水準を超えないように体制を整備しなければならない。 																						
(5) 制限値幅	<p>日経平均株価を原資産とする取引については、1 日の価格の変動幅を基準価格から上下一定の範囲に制限する、制限値幅を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 制限値幅は、基準価格の水準に応じて、下表のとおりとする。 非マーケットメイク呼び値については、制限値幅を超える価格による指値呼び値及び成行呼び値が可能。 <table border="1" data-bbox="479 810 1391 1358"> <thead> <tr> <th>基準価格の範囲</th> <th>制限値幅の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,500 円未満</td> <td>上下 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>7,500 円以上 10,000 円未満</td> <td>上下 1,500 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 円以上 12,500 円未満</td> <td>上下 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>12,500 円以上 17,500 円未満</td> <td>上下 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>17,500 円以上 22,500 円未満</td> <td>上下 4,000 円</td> </tr> <tr> <td>22,500 円以上 27,500 円未満</td> <td>上下 5,000 円</td> </tr> <tr> <td>27,500 円以上 32,500 円未満</td> <td>上下 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,500 円以上 37,500 円未満</td> <td>上下 7,000 円</td> </tr> <tr> <td>37,500 円以上 42,500 円未満</td> <td>上下 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>42,500 円以上</td> <td>上下 9,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	基準価格の範囲	制限値幅の範囲	7,500 円未満	上下 1,000 円	7,500 円以上 10,000 円未満	上下 1,500 円	10,000 円以上 12,500 円未満	上下 2,000 円	12,500 円以上 17,500 円未満	上下 3,000 円	17,500 円以上 22,500 円未満	上下 4,000 円	22,500 円以上 27,500 円未満	上下 5,000 円	27,500 円以上 32,500 円未満	上下 6,000 円	32,500 円以上 37,500 円未満	上下 7,000 円	37,500 円以上 42,500 円未満	上下 8,000 円	42,500 円以上	上下 9,000 円	<ul style="list-style-type: none"> 海外株価指数に係る株価指数証拠金取引における制限値幅の制度については、「海外株価指数に係る株価指数証拠金取引に関する制度要綱」を参照。 基準価格は、前取引日の清算価格とする。 マーケットメイク呼び値については、制限値幅を超える価格での注文はできない。そのため、制限値幅を超える価格では取引が成立しない。
基準価格の範囲	制限値幅の範囲																							
7,500 円未満	上下 1,000 円																							
7,500 円以上 10,000 円未満	上下 1,500 円																							
10,000 円以上 12,500 円未満	上下 2,000 円																							
12,500 円以上 17,500 円未満	上下 3,000 円																							
17,500 円以上 22,500 円未満	上下 4,000 円																							
22,500 円以上 27,500 円未満	上下 5,000 円																							
27,500 円以上 32,500 円未満	上下 6,000 円																							
32,500 円以上 37,500 円未満	上下 7,000 円																							
37,500 円以上 42,500 円未満	上下 8,000 円																							
42,500 円以上	上下 9,000 円																							

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という)によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引(以下「本件証拠金取引」という)に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所(以下「金融取」という)およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出及び公表しています。

日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

※東京金融取引所は、現在各ライセンサーと契約締結に向けて手続き中です。